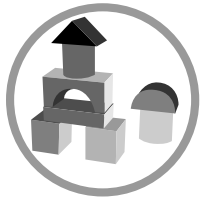




**第2部 子ども・子育て支援の
ための事業**



第1章 子ども・子育て支援施策の展開





第1章 子ども・子育て支援施策の展開

1 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正
法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法にもとづく制
度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育
て支援の強化」です。

新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという
基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に
推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保
育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向
にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施
設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課
後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



2 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育事業の構成

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下 1人			
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

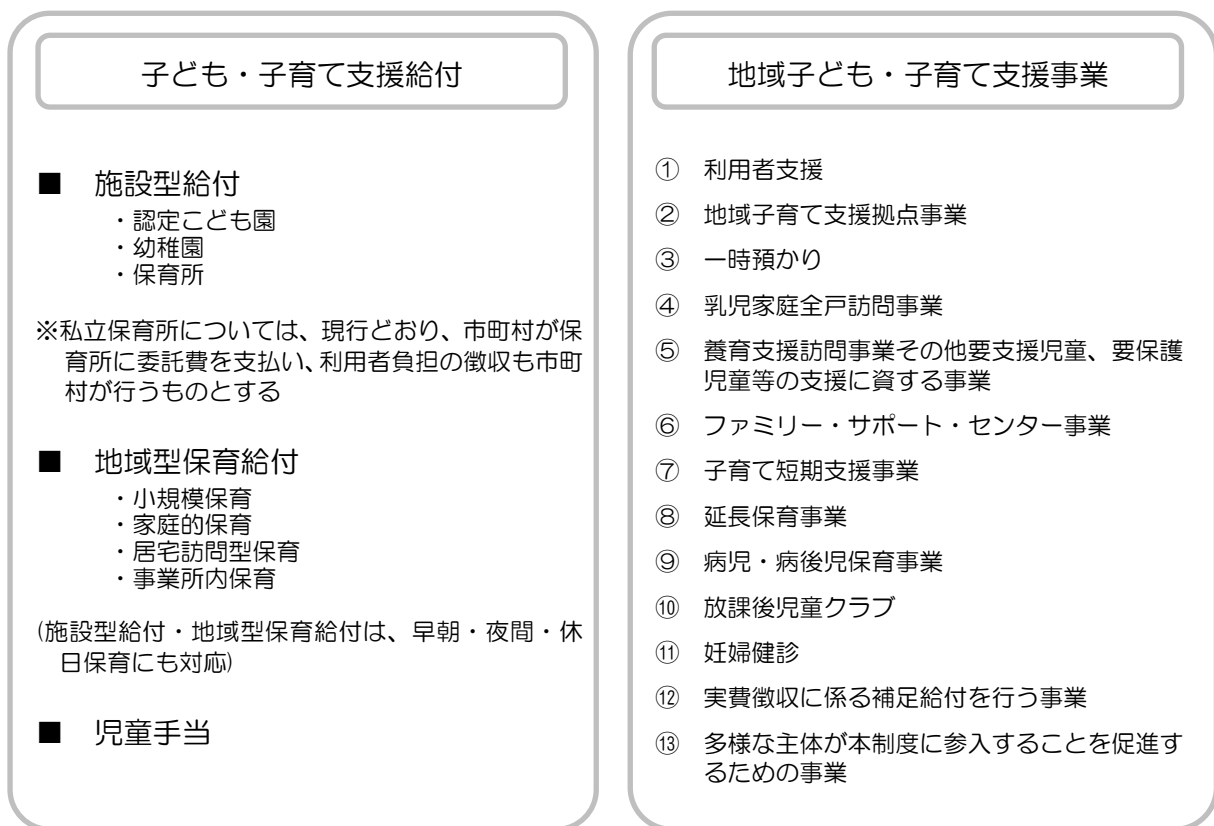


(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、本市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 新制度における事業の体系



**(3) 保育の必要性の認定について**

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

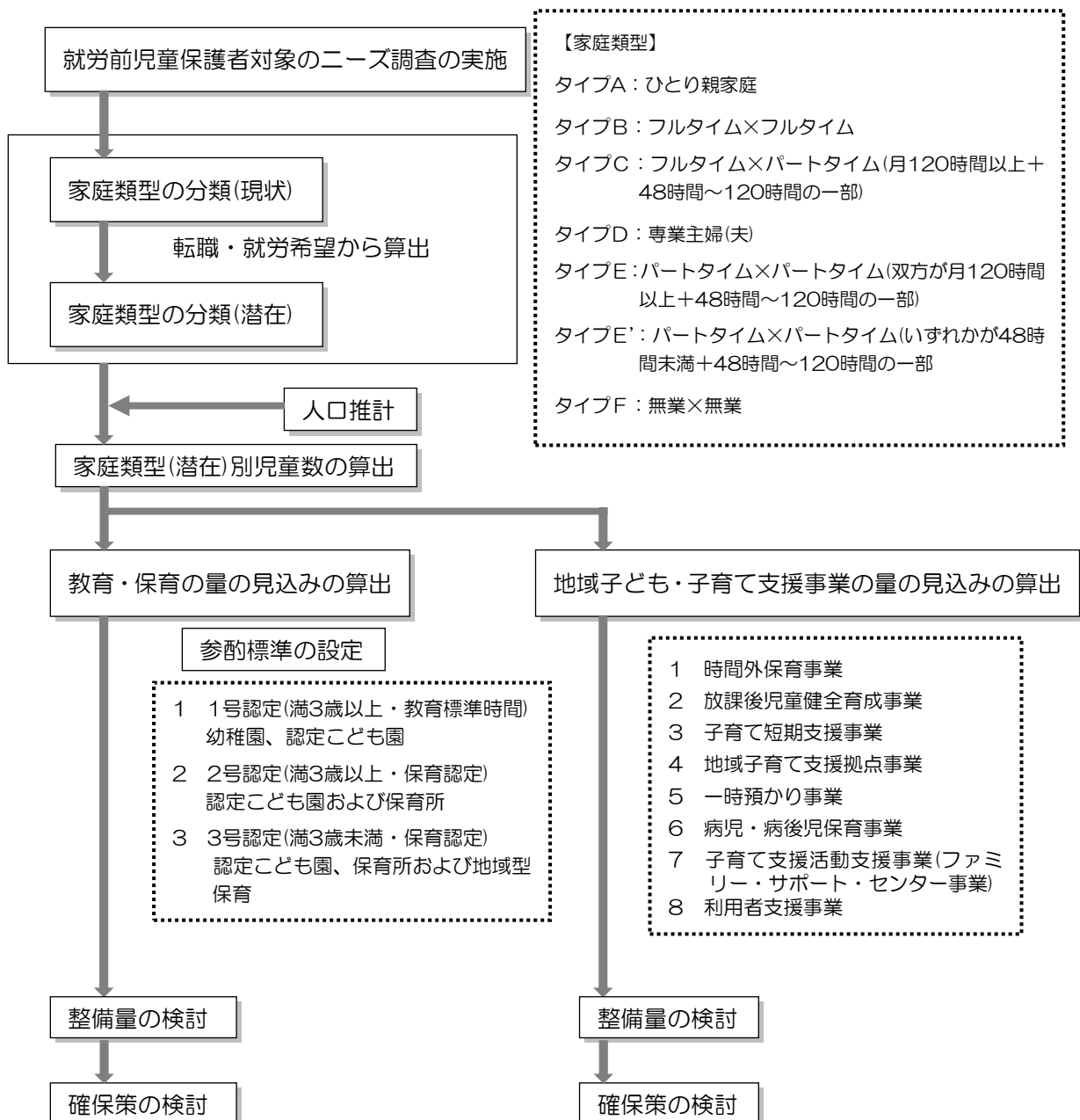


3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童（1～4年生）を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

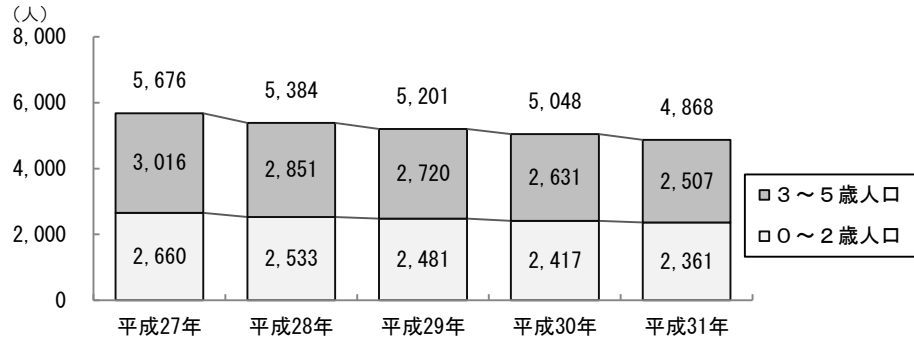




(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は次のとおりです。

図表 就学前人口の将来推計（市全域）



資料：青梅市



4 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに1区域、3区域、4区域を設定します。

<1区域（市内全域）分けの対象事業>

	対象事業
	①幼稚園・幼児園
	②居宅訪問型保育 (ベビーシッター)
	③利用者支援
	④養育支援訪問および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
	⑤乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
	⑥子育て短期支援事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧病児・病後児保育事業	

【区域設定の主な特徴】

幼稚園・幼児園事業については、多くの園が園バスを運行させていることから、広範囲での事業としてとらえることができるため、1区域の設定としました。

居宅訪問型保育については、紹介業務であるため1区域としました。

利用者支援については、現在、各窓口においてそれぞれの事業について説明していますが、子育て全体について、市役所を中心として、利用者支援ができるように1つの事業区域としました。

病児・病後児保育事業については、現在1園で全域の児童を対象として病後児保育を行っているため1区域としました。



＜3区域（東部地域・西部地域・北部地域）分けの対象事業＞

	対象事業
	①保育所
②認定こども園	
③小規模保育（定員6人以上19人以下の施設）	
④家庭的保育（保育ママ）	
⑤事業所内保育	
⑥地域子育て支援拠点事業	
⑦一時預かり	
⑧時間外保育事業	
⑨実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
⑩多様な主体が参画することを促進するための事業	

【区域設定の主な特徴】

保育所については、人口の多い東部地域では待機児童が発生していますが、人口の少ない北部・西部地域では定員割れをしている状況があります。そのような中で、北部と西部を結ぶ公共交通機関がないことや地形的な地域状況の違いもあることなどから3区域としました。



<4区域（東部地域・西部地域・北部地域小曾木地区・北部地域成木地区）分けの対象事業>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①学童保育事業 (放課後児童クラブ)</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	①学童保育事業 (放課後児童クラブ)
対象事業			
①学童保育事業 (放課後児童クラブ)			

【区域設定の主な特徴】

学童保育は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、交通網や地形的な要因を考慮し、施設数が13箇所ある東部地域、3か所ある西部地域、1か所の北部地域小曾木地区と北部地域成木地区の4区域としました。

東部地域は人口が集中しており、小学校の配置も平均していること、西部地域については通学に公共交通機関を利用している児童が多く、児童一人での移動が可能なこと、北部地域小曾木地区については地形的、公共交通網の整備状況から他の学童への通所が難しいこと、北部地域成木地区については、小規模特認校として区域外児童の受け入れを実施していることなどが特徴としてあげられます。

<提供区域分けが必要ない事業>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①妊婦健康診査</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	①妊婦健康診査
対象事業			
①妊婦健康診査			



5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等にかかわらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育および子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方およびその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援にかかわる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。



6 施設型給付

(1) 幼稚園・幼児園（1区域）

学校教育法にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

図表 幼稚園・幼児園の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,105	1,189	1,124	1,073	1,038	989
②確保提供総数	1,471	1,471	1,471	1,471	1,471	1,471
差異（②－①）	366	282	347	398	433	482

【現状】

- 幼稚園が6園、幼児園が1園あります。
- 施設整備資金の融資を受けた設置者に対し、施設整備補助金を交付しています。
- 教員の資質の向上のために、教員研修補助金を交付しています。
- 園児の心を育む保育（観劇や造形活動、音感、体育等による感性、運動性を育む保育等）を行う場合、心を育む保育実施補助金を交付しています。
- 教育環境整備のため教材等の整備を行う場合、教育環境整備費補助金を交付しています。
- 就園促進のため、未就園児教室等を行う場合、就園促進事業補助金を交付しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲に園バスを運行させ、園児の利用促進を図ります。また園バスの運行に対して補助の検討をします。 ○幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、新制度への的確な対応を促します。 ○幼稚園在園児の約4割が市外の幼稚園に通園している実態があるため、なぜ市外の園を選んだのか実態を把握し、その対応を講じていきます。

**(2) 認可保育所等 (3区域)**

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

<東部地域>**認可保育所等**

図表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		2,576	2,450	2,370	2,308	2,220
2号認定		1,411	1,349	1,286	1,252	1,187
3号認定 (0歳)		306	296	289	283	277
3号認定 (1・2歳)		859	805	795	773	756
②確保提供総数	2,725	2,740	2,763	2,784	2,791	2,791
2号認定	1,634	1,638	1,639	1,643	1,643	1,643
3号認定 (0歳) ※	249	249	258	270	277	277
3号認定 (1・2歳)	842	853	866	871	871	871
差異 (②-①)		164	313	414	483	571

※小規模保育事業と家庭的保育事業の数値を含む。

【現状】

- 認可保育所が25園あります。
- アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を増員することでより充実した保育を行うことに役立っています。
- 新町西保育園の増改築工事を行いました。



【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○弾力入所に対応できるよう、園へ協力を依頼します。 ○青梅梨の木保育園、千ヶ瀬保育園増改築工事を行います。 ○バスステーション計画を作ります。 ○電車等を利用した送迎を検討します。 ○育休特例を下の子が生まれてから1年半までから、1年半を経過した4月までに延長することを検討します。
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢による定員構成を見直し、(たて割り保育など)適正な保育士配置などによる効率的な保育を促します。 ○保育所の増改築工事を行います。 ○バスステーション実施のため、法人、施設の選定、要綱等を作成します。
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の増改築工事を行います。 ○バスステーションを実施します。
H31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の増改築工事を行います。

<西部地域>

認可保育所等

図表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		297	267	255	236	236
2号認定		208	177	169	152	155
3号認定(0歳)		31	30	29	28	27
3号認定(1・2歳)		58	60	57	56	54
②確保提供総数	310	315	315	315	315	315
2号認定	193	193	193	193	193	193
3号認定(0歳)	25	30	30	30	30	30
3号認定(1・2歳)	92	92	92	92	92	92
地域型保育事業						
差異(②-①)		18	48	60	79	79



【現状】

- 認可保育所が4園あります。
- アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を多く雇ってもらうことでより手厚い保育を行うことに役立っています。
- 保育所で実施している送迎バスについて、保育所送迎バス事業の補助を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○現在実施している保育所の増築を行います。一時預かり、子育て支援スペースを増築部分で行うため、保育室の面積を増やすとともに、弾力運用ができるようにします。 ○バスステーション計画を作ります。 ○電車等を利用した送迎を検討します。 ○育休特例を下の子が生まれてから1年半までから、1年半を経過した4月までに延長することを検討します。
H28年度	○バスステーション実施のため、法人、施設の選定、要綱等を作成します。
H29年度	○バスステーションを実施します。



＜北部地域＞

認可保育所等

図表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		57	51	49	46	43
2号認定		37	33	33	31	29
3号認定(0歳)		0	0	0	0	0
3号認定(1・2歳)		20	18	16	15	14
②確保提供総数	170	170	170	170	170	170
2号認定	104	104	104	104	104	104
3号認定(0歳)	12	12	12	12	12	12
3号認定(1・2歳)	54	54	54	54	54	54
地域型保育事業						
差異(②-①)		113	119	121	124	127

【現状】

- 認可保育所が2園あります。
- アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を多く雇ってもらうことでより手厚い保育を行うことに役立っています。
- 保育所で実施している送迎バスについて、保育所送迎バス事業の補助を行っています。



【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○育休特例を下の子が生まれてから1年半までから、1年半を経過した4月までに延長することを検討します。
H28年度	○年齢による定員構成を見直し、(たて割り保育など)適正な保育士配置などによる効率的な保育を促します。
H27~29年度	○成木地区唯一である保育所の老朽化に伴う増改築工事を行います。

(3) 認定こども園 (3区域)

保護者の労働の有無にかかわらず入園でき、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

＜東部地域＞

認定こども園

図表 認定こども園の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供総数	38	38	38	38	38	38
2号認定	16	16	16	16	16	16
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6	6
3号認定(1・2歳)	16	16	16	16	16	16

【現状】

○地方裁量型認定こども園が1園あります。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31年度	○需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。 ○既存の幼稚園と認可保育所に認定こども園への移行の意思があれば新たに設置を促します。



<西部地域>

認定こども園

【現状】

○現在、実施園はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

<北部地域>

認定こども園

【現状】

○現在、実施園はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。



7 地域型保育給付

(1) 小規模保育事業（3区域）

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。

<東部地域>

小規模保育施設（定員19名以下の保育施設）

図表 小規模保育施設の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供総数	9	9	9	18	18	18
3号認定（0歳）	9	9	9	18	18	18
3号認定（1・2歳）						

【現状】

○グループ型小規模保育事業を1施設で実施しており、定員9名となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○各種団体が実施する研修への積極的参加を促すための補助制度を検討します。
H28年度	○各種団体が実施する研修への積極的参加を促します。 ○新たな施設の設置を促します。
H27～31年度	○グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

<西部地域>

小規模保育施設（定員19名以下の保育施設）

【現状】

○現在、実施施設はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

**<北部地域>****小規模保育施設（定員19名以下の保育施設）****【現状】**

○現在、実施施設はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

(2) 家庭的保育事業（3区域）

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

<東部地域>**家庭的保育施設（家庭福祉員）**

図表 家庭的保育施設の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供総数	19	19	22	24	31	31
3号認定（0歳）	19	19	22	24	31	31
3号認定（1・2歳）						

【現状】

○家庭福祉員5人を認定しており、受け入れ定員は19名となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H28年度	○各種団体が実施する研修へ保育士の積極的参加を促すための補助制度を検討します。 ○新規家庭福祉員を1名認定し、6名とします。またそれにより受け入れ定員を3名増とします。
H29年度	○補助員を1人増員し、受け入れ定員を3名から5名定員に増やします。（定員2名増）
H30年度	○新規家庭福祉員を1名認定し、7名とします。また、補助員を2人増員し、受け入れ定員を一か所につき3名から5名定員に増やします。（定員7名増） ○保育の量的拡大・確保が必要となった場合、その地区に設置します。

**<西部地域>****家庭的保育施設（家庭福祉員）****【現状】**

○現在、実施施設はありません。

<北部地域>**家庭的保育施設（家庭福祉員）****【現状】**

○現在、実施施設はありません。

(3) 事業所内保育事業（3区域）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。

<東部地域>**事業所内保育施設****【現状】**

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○事業所および院内保育施設を設置している事業者に対し、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。

<西部地域>**事業所内保育施設****【現状】**

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○現状を把握し、事業を行っている場合は、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。

**<北部地域>****事業所内保育施設****【現状】**

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○現状を把握し、事業を行っている場合は、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。

(4) 居宅訪問型保育事業（1区域）

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○新たに設置基準等につき条例化し、それにもとづいた認可を行います。



8 相談支援

(1) 利用者支援事業（1区域）

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○次年度の実施に向け、専門的な相談員の配置について、要綱の制定および予算措置を行います。
H28～31年度	○相談員の研修、配置、利用者支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（3区域）

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

【現状】

○子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

○子育て支援センター「はぐはぐ」、永山ふれあいセンター「キッズぱーく」、青梅こども未来館「にこにこ広場」、畑中保育園「すこやか」、各保育所での子育てひろば、各市民センターで行われる幼児と親のための教室と体育館開放事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○施設により利用率が異なるので、事業の積極的な広報活動を行います。また、利用者の声を取り入れるなど、ホームページの充実に努めます。 ○良質かつ適切な子ども・子育て施設の環境づくりを行い、事業の質の向上に取り組みます。 ○地域住民を対象に、自治会館等既存の施設を利用し異年齢交流事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。

**<東部地域>****地域子育て支援拠点事業**

■子育てひろば 14か所 支援事業 9か所

図表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回/月

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	8,300	8,178	7,787	7,627	7,431	7,259
②確保提供総数	16,147	16,147	16,147	16,147	16,147	16,147
差異(②-①)	7,847	7,969	8,360	8,520	8,716	8,888

<西部地域>**地域子育て支援拠点事業**

■子育てひろば 2か所 支援事業 2か所

図表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回/月

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	729	714	680	666	649	634
②確保提供総数	836	836	836	836	836	836
差異(②-①)	107	122	156	170	187	202

<北部地域>**地域子育て支援拠点事業**

■子育てひろば 1か所 支援事業 1か所

図表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回/月

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	148	144	138	135	131	128
②確保提供総数	266	266	266	266	266	266
差異(②-①)	118	122	128	131	135	138



9 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	900	982	965	948	930	913
②確保提供総数	900	982	965	948	930	913
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【現状】

○生後4か月までの市内すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

○民生・児童委員133人（平成26年10月現在の人数、主任児童委員は除く）および市担当職員で対応しています。

(2) 養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

図表 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	31	33	35	37	39	41
②確保提供総数	31	33	35	37	39	41
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【現状】

○産前、産後で家事および育児が困難な妊産婦に対して、ヘルパーの派遣を行います。

○1事業者に委託し対応しています。



(3) 新生児訪問事業（1区域）

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

【現状】

○保健師4人および訪問指導員6人で、市内の訪問事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○事業の認知度を上げるため、利用者に対し広報を充実します。

(4) 未熟児訪問事業（1区域）

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師が家庭を訪問し、育児支援を行います。

【現状】

○保健師4人で、市内の訪問事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○事業の認知度を上げるため、利用者に対し広報を充実します。



10 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業（1区域）

保護者が生後57日目から小学校就学前の子どもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則7日間を限度に利用できる事業です。

図表 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日/年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	316	363	345	333	323	312
②確保提供総数	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086
差異(②-①)	770	723	741	753	763	774

【現状】

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始の3日間を除き毎日実施しています。
- この乳児院・児童養護施設では、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町も同事業を委託しています。6市町で1日最大10人の受け入れが可能となっています。

(2) 一時預かり事業（保育所等）（3区域）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

<東部地域>

図表 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日/年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		27,765	26,542	25,309	24,646	23,361
②確保提供総数	15,695	19,345	22,995	24,820	24,820	24,820
差異(②-①)		▲8,420	▲3,547	▲489	174	1,459

【現状】

- 認可保育所で7園、認定こども園で1園、家庭福祉員で実施しています。



【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○保育所施設整備実施園に一時預かり（定員10名）の実施について協議していきます。
H28年度	○保育所施設整備実施園に一時預かり（定員10名）の実施について協議していきます。 ○定期一時預かりについて事業実施を検討します。
H29年度	○保育所施設整備実施園に一時預かり（定員5名）の実施について協議していきます。

<西部地域>

図表 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		2,095	1,783	1,701	1,530	1,560
②確保提供総数	1,825	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
差異（②－①）		1,555	1,867	1,949	2,120	2,090

【現状】

○認可保育所で1園実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○現在実施している園を増築し、一時預かり、子育て支援スペースの充実を図り、定員5名を増加します。 ○定期一時預かりについて事業実施を検討します。



<北部地域>

図表 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		1,430	1,300	1,274	1,222	1,118
②確保提供総数	0	0	1,825	1,825	1,825	1,825
差異（②－①）		▲1,430	525	551	603	707

【現状】

○現在、実施施設はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○一時預かりの実施について協議していきます。 ○実施を検討します。
H28年度	○一時預かり（定員5名）の実施について協議していきます。 ○定期一時預かりについて事業実施を検討します。

**(3) 一時預かり事業****① 幼稚園（1区域）**

図表 一時預かり事業（幼稚園）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		9,113	8,692	8,288	8,060	7,650
②確保提供総数	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750
差異（②－①）		69,637	70,058	70,462	70,690	71,100

【現状】

○現在、確保については充足しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～28 年度	○幼稚園の預かり保育を充実させ、在園児について、夏休みなどの長期休暇の預かり保育を実施するよう、協議していきます。 ○実施する場合には、人件費等を補助することも検討します。
H29～31 年度	○幼稚園の預かり保育を拡大させ、在園児だけでなく、卒園児さらには地域の子ども居場所として利用できるよう、協議していきます。



②ファミリー・サポート・センター等（1区域）

図表 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）の年度別見込量と確保提供総数
単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		20,896	19,851	19,284	18,745	18,171
②確保提供総数	16,931	16,931	17,171	17,651	18,131	18,611
差異（②－①）		▲3,965	▲2,680	▲1,633	▲614	440

【現状】

○ファミリー・サポート・センター事業の平成25年度末会員数は、利用会員534人、提供会員172人、両方会員 7人 計713人となっています。

○子育て短期支援事業と同様に、乳児院・児童養護施設においても受け入れが可能となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、障害福祉サービス等の一時預かり事業の充実を検討します。 ○ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を10名増員します。
H28～31年度	○ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を20名増員します。
H27～31年度	○提供会員の質の向上のため、研修を充実していきます。 ○利便性を高めるために、提供会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを進めます。 ○使用者の利便性を考慮した、病後児の対応が図られるような仕組みを、検討していきます。

**(4) 延長保育事業（3区域）**

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

<東部地域>

図表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		1,041	991	959	934	899
②確保提供総数	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
差異(②-①)		1,724	1,774	1,806	1,831	1,866

【現状】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が4施設、1時間が10施設、2時間が11施設で25園実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

<西部地域>

図表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		91	84	81	75	75
②確保提供総数	220	220	220	220	220	220
差異(②-①)		129	136	139	145	145



【現状】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が3施設、1時間が1施設で実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

<北部地域>

図表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		19	18	16	16	15
②確保提供総数	170	170	170	170	170	170
差異(②-①)		151	152	154	154	155

【現状】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が1施設、1時間が1施設で実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

**(5) 病児・病後児保育事業（1区域）**

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

図表 病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		4,929	4,676	4,516	4,383	4,227
②確保提供総数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
差異(②-①)		▲3,929	▲3,676	▲3,516	▲3,383	▲3,227

※②確保提供総数は、病後児保育のみの人数

【現状】

- 病児保育室は現在行っていません。
- 病後児保育室が東部地域に1施設あります。
- 病後児保育室は25年度利用率が、16%と低い状況となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、保育所等に入所している児童のみが利用対象となっていますが、保育所等に入所していなくても利用できるように要綱を改正するなどして利用対象を広げ、定期的に広報等での周知を行い、利用者の増加を図ります。 ○病児保育室の設置について検討します。 ○利用者の利便性を考慮して、ファミリー・サポート・センターの利用を検討していきます。

**(6) 学童保育事業（放課後児童クラブ）（4区域）**

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

<東部地域>：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,063	1,257	1,480	1,419	1,345	1,271
②確保提供総数	1,060	1,060	1,060	1,390	1,390	1,390
差異（②－①）	▲3	▲197	▲420	▲29	45	119

【現状】

- 地域内11小学校において事業が行われています。
- 学童保育の定数を上回る受け入れを行っていますが、利用希望者が多いため、待機児童が発生しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○定数変更のため確保提供総数が減となります。（例：50名規模→おおよそ40名規模） ○近隣の学童保育所への通所に対する安全策への補助を検討します。 ○待機児童が多くいる学校の周辺にある既存施設を利用し、拠点方式で学童保育所の開所および待機児童が出た学校から他の学童保育所への受け入れ方法を検討します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○第二学童保育所の二階のプレイルームを静養室として使用し、環境の改善を行います。
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○新町学童保育所のプレイルーム2か所および千ヶ瀬学童保育所においてそれぞれ1クラス学童の保育を増設（150人確保予定）します。
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。



＜東部地域＞：高学年（４～６年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

高学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	5	485	578	577	559	556
②確保提供総数	4	0	0	0	0	0
差異(②-①)	▲1	▲485	▲578	▲577	▲559	▲556

【現状】

○3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<p>○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。</p> <p>○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。</p> <p>○②の確保提供総数については、平成26年度時点での人数であり、今後、低学年の受け入れ状況を勘案しながら、高学年を受け入れる推進体制を図ります。</p>
H28～31年度	<p>○平成26年度に行うアンケートの結果と平成27年度に行った夏休み学童保育所の利用者数をもとに、既存の施設を利用した学童保育事業を検討します。</p> <p>○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。</p>



＜西部地域＞：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	202	149	146	134	125	106
②確保提供総数	250	250	250	225	225	225
差異(②-①)	48	101	104	91	100	119

【現状】

- 地域内3小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○定数変更のため確保人数が減となります。(例：50名規模→おおよそ40名規模) ○学童保育事業の対象年齢の引き上げにより、提供区域内での利用調整が発生する可能性があるため、公共交通機関を利用した移動に対する助成を検討します。 ○放課後子ども総合プラン(P83参照)を進め、放課後の子どもの居場所を確保します。
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関を利用し、他の学童への通所に対する補助を開始します。 ○放課後子ども総合プラン(P83参照)を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。



＜西部地域＞：高学年（４～６年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

高学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		99	95	92	94	92
②確保提供総数		0	0	0	0	0
差異(②-①)		▲99	▲95	▲92	▲94	▲92

【現状】

○3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。 ○②の確保提供総数については、平成26年度時点での人数であり、今後、低学年の受け入れ状況を勘案しながら、高学年を受け入れる推進体制を図ります。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度に行うアンケートの結果と平成27年度に行った夏休み学童保育所の利用者数をもとに、既存の施設を利用した学童保育事業を検討します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。



＜北部地域小曾木地区＞：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	23	0	0	0	0	0
②確保提供総数	40	40	40	40	40	40
差異(②-①)	17	40	40	40	40	40

【現状】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、放課後の子どもの居場所を確保します。
H27～31年度	○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。
H28～31年度	○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

**<北部地域小曾木地区>：高学年（4～6年生）****【現状】**

- 利用者推計総数および確保提供総数ともにありません。
- 3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

<北部地域成木地区>：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	19	15	13	11	9	9
②確保提供総数	20	40	40	40	40	40
差異（②－①）	1	25	27	29	31	31

【現状】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数とほぼ同数のため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育所の利用希望者が増加傾向にあるため、学校の転用可能教室で事業を実施することとし、受入枠の拡大を行います。 ○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。

**<北部地域成木地区>：高学年（4～6年生）****【現状】**

- 利用者推計総数および確保提供総数ともにありません。
- 3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。



(7) 放課後子ども総合プラン

【趣旨・目的】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせ、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

【事業計画】

今後国が示す次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針にもとづき、以下の内容について盛り込むこととします。

【内容】

- (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (2) 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- (4) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- (6) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

【体制と役割等】

教育委員会と具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、事業の検証・評価を行う「運営委員会」を設置します。

なお、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」にもとづく総合教育会議において、教育委員会と総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施の促進を図り、総合的な放課後対策について出された方針をもとに、「運営委員会」で具体的な対策を検討していくものとします。また、民間企業が実施主体として本事業に加えて高付加価値型のサービスを提供することも検討することとします。



11 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（1区域）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	2,228	2,450	2,695	2,964	3,260	3,586
②確保提供総数	6,205	6,205	6,445	6,925	7,405	7,885
差異（②－①）	3,977	3,755	3,750	3,961	4,145	4,299

【現状】

○平成25年度末会員数：利用会員534人、提供会員172人、両方会員 7人
計713人となっています。



(2) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

○実施場所：市長が委託契約を締結した都内医療機関

○実施体制：妊婦が、妊婦健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を実施します。（妊婦健康診査受診票は、妊婦が妊娠届出書を本市（健康センター）に提出した際に交付されます。）

1人あたり14回分の受診票が交付されます。また、出産予定日現在35歳以上の方を対象に超音波検査の受診票（1回分）が交付されます。

○検査項目：一般健康診査

初回：問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査（血液型（ABO、Rh）、貧血、血糖、不規則抗体）、梅毒（梅毒血清反応検査）、HBs抗原検査、風疹抗体検査

2～14回目：問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目（次の項目から1項目を選択）、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）

超音波検査

経腹法による断層撮影：胎児数、胎位、胎児の発育異常（羊水量の異常を含む）、胎盤の付着部位の異常、その他（妊娠・分娩に大きな影響のある異常）

○実施時期：受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日まで。

※厚生労働省が示している妊婦健康診査の「標準的な“妊婦健診”の例」のとおり

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○超音波検査の受診票の交付については、平成27年度から対象年齢の緩和を検討します。

**(3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業（3区域）**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<東部地域><西部地域><北部地域>**【確保の方策】**

年度	確保の方策
H27年度以降 ～31年度	○国の動向に応じ助成を実施していきます。

(4) 多様な主体が参画することを促進するための事業（3区域）

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

<東部地域><西部地域><北部地域>**【確保の方策】**

年度	確保の方策
H27年度以降 ～31年度	○現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

(5) 児童虐待防止ネットワーク事業（独自事業）（1区域）

青梅市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度以降 ～31年度	○実施機関：青梅市子ども家庭支援センター ○関係機関で構成された要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会開催や専門性を図る取組を行います。